

R3年3月2日

一般社団法人 富田林薬剤師会
会長 工崎 甲三郎

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱い について（その 35）

平素は、会務運営にご理解、ご協力賜り誠にありがとうございます。

標記、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 35）」が発出されましたのでご案内いたします。

OKISS にも のっています。くわしくは、そこからご確認ください。

調剤報酬。こちらで、案内いたします。（Q&Aは、OKISSでお問い合わせ）

- 特に必要な感染予防策を講じた上で、必要な薬学的管理及び指導を行い、調剤報酬点数表の次に掲げる点数を算定する場合、調剤報酬点数表における「調剤料」注6に規定する自家製剤加算のうち、錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤又はエキス剤の内服薬における、予製剤による場合の加算に相当する点数（4点）（以下、「調剤感染症対策実施加算」という。）をさらに算定できることとすること（ただし、クからセまでについては、アからオまでに該当する点数と併算定しない場合に限る。）。

ア 調剤基本料1

イ 調剤基本料2

ウ 調剤基本料3

エ 調剤基本料の注2

オ 調剤基本料の注8の規定により分割調剤を行う場合に、2回目以降の調剤について算定する点数

カ 調剤基本料の注9の規定により分割調剤を行う場合に、2回目の調剤について算定する点数

キ 調剤基本料の注10の規定により分割調剤を行う場合に算定する点数

ク 外来服薬支援料

ケ 服用薬剤調整支援料

コ 在宅患者訪問薬剤管理指導料

サ 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料

シ 在宅患者緊急時等共同指導料

ス 服薬情報等提供料

セ 経管投薬支援料

日薬業発第 508 号

令和 3 年 2 月 26 日

都道府県薬剤師会 担当役員 殿

日本薬剤師会

副会長 森 昌平

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて
(その 35)

標記について、厚生労働省保険局医療課から別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いにつきまして、令和 3 年 1 月 12 日付け日薬業発第 425 号にてお知らせしたところですが、今般、別添のとおり追加の取扱いが示されました。

- ① 今般の新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、小児の外来診療においては特に手厚い感染症対策が必要であること等を踏まえ、令和 2 年 12 月から算定可能とされている 6 歳未満の乳幼児の調剤に係る特例対応（12 点、令和 2 年 12 月 15 日付け日薬業発第 390 号）については、令和 3 年 9 月診療分まで継続されます。
- ② また、医療機関等における感染症対策における評価として、調剤については、特に必要な感染予防策を講じた上で、必要な薬学管理及び指導を行い、該当する点数を算定する場合は、錠剤等の内服薬の予製剤の場合の加算に相当する点数（4 点、調剤報酬感染症対策実施加算）を、令和 3 年 4 月診療分から 9 月診療分まで算定できます（これら具体的な取り扱いについては別添参照）。

取り急ぎお知らせいたしますので、貴会会員にご周知くださいますようお願い申し上げます。